

【定年以外で退職する方へ】

資格喪失届提出と同時に 年金手続もお忘れなく

⚠ 将来の年金受給のために必要な手続

資格喪失届を提出する際に、
年金関係の提出書類も忘れずにご提出ください。

詳しくは
所属の事務担当者
にご確認ください。



定年前に退職する方

退職届書(年金待機者登録届書)の提出

将来の年金受給に備えて、年金記録を整備し「年金待機者」として登録しますので、「退職届書」を提出してください。

※定年退職の方は、別途、生年月日により手続をお知らせしています。

他共済・他支部に異動する方

組合員転出・異動届書の提出

引き続き(1日も空かずに)、都共済・国共済等に転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方は「組合員転出・異動届書」を提出してください。(組合員の資格が引き続きしますので、「退職届書」を提出する必要はありません)

再任用フルタイム勤務、首都大学東京勤務で 退職する方(61歳以上)

退職共済年金改定請求書の提出

今年度末年齢が61歳以上の方は、退職時には既に年金が決定されていますので、「退職共済年金改定請求書」の提出が必要となります。再任用フルタイム勤務を終了する方、首都大学東京を定年前に退職する方については、平成27年1月に所属所長に対して調査を行い、事前に「退職共済年金改定請求書」等を送付します。

年金関係手続等説明会を開催します

定年以外で退職される下記の方を対象に、年金制度及び退職後の健康保険制度について、説明会を開催します。退職する前に、年金や健康保険の不安を払拭しませんか？ 対象者はぜひご出席ください。

対象者

生年月日が**昭和30年4月2日から
昭和39年4月1日まで**の組合員(50歳以上の希望者)

開催日時

**平成27年3月16日(月)、3月17日(火)
午後2時から4時30分まで**

※どちらか都合の良い日に参加してください。

事前申込は不要です。

開催場所

東京都教職員研修センター(水道橋)
東京都文京区本郷1-3-3

説明内容

将来の年金受給に備え、共済組合の組合員期間等を年金待機者として登録するための手続等について説明します。

- ・年金制度の概要
- ・年金関係手続
- ・退職後の健康保険制度

その他

- ・説明会の詳細につきましては、1月中に各所属所に通知します。

問合せ先

給付貸付課年金係

03-5320-6828